

2020年9月11日

各位

株式会社 みちのく銀行

コンビニATM利用手数料優遇サービスの終了について

みちのく銀行（頭取 藤澤 貴之）では、当行キャッシュカードによる提携コンビニATMの利用時（お支払い・お振込み）に、取引条件を満たしたお客さま向けにATM利用手数料の優遇サービスを実施してまいりましたが、ATM運用の効率化に向けて、下記の通り終了いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 終了する優遇サービスの概要

当行と提携するコンビニATMにて、以下のいずれかの条件を満たすお客さまについて、「月3回」（お支払い・お振込みのご利用回数合計）まで、ATM利用手数料を「110円」減額する優遇サービスです。

【手数料優遇サービスの適用条件】

- ①利用するキャッシュカードの前月末の普通預金口座残高が10万円以上である場合。
- ②カードローン「トモカ」専用カードで取引される場合もしくは返済口座用キャッシュカードで取引される場合。

2. 対象となるコンビニATM

- ①ローソン銀行ATM
- ②セブン銀行ATM

※当行ATMならびに提携金融機関ATMでのお取引は対象外です。

※当行口座に関するコンビニATMでのお取引では通帳はご利用できません。

3. 手数料優遇サービスの終了日

2020年11月30日（月）

4. 本件に関するお問い合わせ先

【みちのく銀行テレフォンセンター】

電話番号：0120-86-3709（フリーダイヤル）

※サービス番号 **1**

受付時間：（平日）9：00～19：00

（土日祝日）9：00～17：00

以上